

届 出 手 数 料 に 係 る 手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に 記載されている額）の 50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に 記載されている額）の 50% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 50,000 円 活動 1 日当たり 10,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に 記載されている額）の 50%もしくは月収の 50%×就業 期間 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に 記載されている額）の 50% 手数料負担者は関係雇用主とします

■ 返戻金制度について

- (1) 入社後 1 か月以内に退職した場合・・・・・・・・・・紹介手数料の 50%
- (2) 入社後 1 か月超 3 か月以内に退職した場合・・・・・・・・・・紹介手数料の 30%
- (3) 入社後 3 か月超 6 か月以内に退職した場合・・・・・・・・・・紹介手数料の 10%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料人材紹介基本契約書により、上記の内容と異なる別の定めをする場合があります。その場合は、有料人材紹介基本契約書の定めを優先するものとします。

※上記手数料には、消費税が含まれていません。

許可番号 26-ユ-020025

事業所の名称 株式会社キャリアパワー